

法務省管審第927号

平成19年10月23日

入国者収容所長 殿
地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿
下関・鹿児島出張所長 殿

法務省入国管理局長 稲見敏夫

収容令書及び退去強制令書の適正な取扱いについて（指示）

近時、地方入国管理局において、収容令書の収容期間延長未手続事案、収容令書への記名漏れ事案及び退去強制令書の誤送付事案が相次いで発生しております。

退去強制手続において、収容令書及び退去強制令書の執行は、強制力をもって身柄を拘束し送還する不利益処分であって、被収容者の人権に配慮しつつ、厳格かつ適正に行わなければならないことは言うまでもありません。

しかしながら、当該令書の取扱いに関し、平成14年6月14日付け法務省管審第995号「収容令書及び退去強制令書の適正な取扱いについて（指示）」をもって同種事案の再発防止に努めるよう指示しているにもかかわらず、近時、不適正事案が相次いで発生したことは、法の執行に係る適正手続に対する認識及び職務に対する責任感の欠如があったと言わざるを得ず、誠に遺憾です。

ついては、今一度、収容令書及び退去強制令書の適正な取扱いについて、部下職員に対して指導・注意を徹底し、同種事案の発生防止に努めるよう指示します。